

支援センター設置規則

(目的)

第1条 公益財団法人リーガル・エイド岡山（以下「LA岡山」という。）の定款第4条の事業を行うため、別紙1記載の組織（以下包括して「支援センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 支援センターの目的及び支援センターが行う事業は、別紙1記載のとおりとする。

(組織)

第3条 支援センターの運営は、支援センター運営委員会（以下単に「委員会」という）が行う。

- 2 運営委員は、岡山弁護士会と協議の上、LA岡山の理事会にて選任する。
- 3 運営委員の人数は3名以上とする。
- 4 委員会の委員長及び副委員長は運営委員の互選とする。
- 5 委員の任期は4月1日以降、翌年3月31日までとする。ただし、再選を妨げない。

(定足数・議事手続)

第4条 委員会は、委員の3分の1以上かつ3名以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(運営)

第5条 運営委員会は、毎年3月に、次年度の活動方針及び予算を作成する。

- 2 運営委員会は、支援センターの活動をするために、関連する岡山弁護士会の委員会と連携し協力するものとする。
- 3 運営委員会は、適宜に、運営委員会を開催し、事件の支援活動について審議して、支援活動を決定する。

(費用の補填)

第6条 支援センターは、別紙2記載の支援基準にしたがい、担当弁護士に費用の補填を行う。

附 則

本規則は、LA理事会の承認があった日（平成27年12月17日）から施行する。

附 則

別紙2の改正規定は、LA理事会の承認を得て、平成31年4月1日から施行する。

附 則

別紙2の改正規定は、LA理事会の承認を得て、令和8年8月17日から施行する。

支援センター

1 高齢者・障がい者支援センター

(1) 目的

高齢者・障がい者が、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうるよう援護すること。

(2) 事業

- ① 高齢者・障がい者からの法律相談を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 高齢者・障がい者の問題に関する講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 高齢者・障がい者が社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により高齢者・障がい者の権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業
- ⑤ 高齢者・障がい者支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他、高齢者・障がい者の権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

2 おかやま犯罪被害者支援センター

(1) 目的

犯罪被害者が、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうるよう援護すること。

(2) 事業

- ① 犯罪被害者からの法律相談を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 犯罪被害者の問題に関する講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 犯罪被害者が社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により犯罪被害者の権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業
- ⑤ おかやま犯罪被害者支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他、犯罪被害者の権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

3 女性人権支援センター

(1) 目的

女性が、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうるよう援護すること。

(2) 事業

- ① 女性からの法律相談（DV・ストーカー等）を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 女性の社会問題（DV・ストーカー等）に関する講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 女性が社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により女性の権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業

- ⑤ 女性人権支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他、女性の権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

4 子どもの権利支援センター

(1) 目的

子どもが、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうよう援護すること。

(2) 事業

- ① 子どもからの法律相談を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 子どもの社会問題に関する講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 子どもが社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により子どもの権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業
- ⑤ 子どもの権利支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他、子どもの権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

5 消費者被害救済支援センター

(1) 目的

消費者が、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうよう援護すること。

(2) 事業

- ① 消費者被害の法律相談を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 消費者被害の問題に関する講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 消費者被害が社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により消費者被害にかかる権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業
- ⑤ 消費者被害救済支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他、消費者被害にかかる権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

6 民事介入暴力被害者救済支援センター

(1) 目的

民事介入暴力被害者が、権利の主体として、尊厳に満ちた生存を維持しうよう援護すること。

(2) 事業

- ① 民事介入暴力被害者からの法律相談を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 民事介入暴力被害者の問題に関する講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 民事介入暴力被害者が社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により民事介入暴力被害者の権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業
- ⑤ 民事介入暴力被害者救済支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他、民事介入暴力被害者の権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

7 刑事弁護支援センター

(1) 目的

被疑者・被告人・再審請求人等が、充実した刑事弁護を受けられるよう援護すること。

(2) 事業

- ① 被疑者・被告人等に対する捜査，公訴提起，公判前整理手続，公判審理等の適正化，取調べの可視化，身体拘束の限定等，刑事手続全般の抜本的改革・適正化実現に向けた諸活動についての援護
- ② 裁判員裁判を含む新たな刑事裁判制度の適正化・活性化に向けた諸活動についての援護
- ③ 裁判員裁判対象事件，重大否認事件等の刑事難件の国選弁護活動についての援護
- ④ 社会的又は経済的理由により刑事弁護人の特別の支援を必要とする被疑者・被告人・再審請求人等に対する迅速・充実の援護
- ⑤ 刑事弁護支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他，被疑者・被告人・再審請求人等の権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

8 特別人権支援センター

(1) 目的

人が，権利の主体として，尊厳に満ちた生存を維持しうるよう援護すること。

(2) 事業

高齢者・障がい者支援センター，おかやま犯罪被害者支援センター，女性人権支援センター，子どもの権利支援センター，消費者被害救済支援センター，民事介入暴力被害者救済支援センター，刑事弁護支援センターではカバーしきれない人権問題について，次の事業を行う。

- ① 法律相談を担当する弁護士の相談料の援助
- ② 講師の派遣にかかる講師料の援助
- ③ 社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とする場合の事件を受任する弁護士の報酬の援助
- ④ 地方公共団体その他の団体との提携（ネットワーク）により権利擁護事業を推進するための資金の援助及びその他の支援事業
- ⑤ 特別人権支援センターが行う事業の広報及び宣伝
- ⑥ その他，権利擁護及び法律上の援護に関する一切の事業

支援基準

LA岡山が担当弁護士に補填して支給する費用の額（以下「支援額」という。）の基準は以下のとおりとする。

なお、以下に記載の金額は消費税を含まない額であり、支援額には原則として消費税相当額を付加して支給するものとする。

1 法律相談

原則として、担当弁護士が相談者から受領する弁護士費用の額が、金5,000円に満たないときは、その不足額を支援額とする。

ただし、電話相談その他金5,000円未満の額を相当とする場合は、金5,000円未満の相当額とする。

（参考：子どもの場合、電話相談5,000円、子どもの面談相談5,000円とする基準もあり。）

2 出張法律相談

担当弁護士が相談者から受領する弁護士費用の額が、金10,000円に岡山弁護士会法律相談センター運用基準第2条に定める交通費を加えた額の合計額に満たないときは、その不足額を支援額とする。

3 講師の派遣

担当弁護士が派遣先から受領する弁護士費用の額が、下記金額に岡山弁護士会法律相談センター運用基準第2条に定める交通費の合計額に満たないときは、その不足額を支援額とする。

記

①講演時間60分以下の場合には、金25,000円、②講演時間60分を超える場合には、金50,000円

以上

4 事件の受任

(1) 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の利用が不可能又は困難な事件に対する支援（支給）を原則とする。

ただし、法テラスの利用が不可能又は困難な事件ではない場合でも、LA岡山の理事会において、あるいは、支援センター運営委員会において、支援センターによる援助が必要かつ相当と認めた場合はこの限りではない。

(2) 金100,000円を基準として、担当弁護士が依頼者から受領する弁護士費用の額、法テラスの支援基準額、事件の難易を勘案して定める額を支援額とする。

(3) 金200,000円を超える額を支給する場合には、LA岡山の理事会の承認を得なければならない。

以上